1　いのちのおと

◆目　　的　・どの生き物にも大切な命があることに気づく。
　　・自他の命を大切にしたいという気持ちをもつ。
◆学　　年　小学校低学年～
◆所要時間　４５分
◆準 備 物　・ワークシート（いのちのおと）
　　・動物の写真
　　・心音を録音したＣＤ（『ひびき合う心』（小学校中学年編）添付ＣＤ）
　　・聴診器（心音計）　＊なくてもよい
参考文献：奈良県立教育研究所『ひびき合う心』（小学校中学年編）2002

進め方

①　動物を見たときのことを思い出す。
　※動物園や飼育小屋の動物を見たときのことなどを思い出させる。
②　見たりさわったりしたことのある生き物を思い出し、その名称をワークシートに６つ記入し、発表する。
③　②で思い出した生き物が「生きているんだな」「いのちがあるんだな」と感じたのは、どんなときか考えてワークシートに書く。
　※五感をはたらかせて、感じたことを書くように指示する。
④　いくつかの動物の心音を聞く。
　※動物の写真等を提示するのもよい。
　※『なかまとともに小学校１』のＤＶＤ教材、または、『ひびき合う心』（小学校中学年編）の添付ＣＤを利用するとよい。
⑤　自分や友だちの心音を聞く。
　※聴診器や心音計を用いるとよいが、それらがない場合は、手首や首などの脈に触れたり、背中に耳をあてて心音を感じたり、温もりを感じたりさせる。
⑥　心音を聞いて感じたことをワークシートに書き、発表し合う。
　※自分を含めたすべての生き物には命があることを実感し、命の尊さに気づかせる。
⑦　親子の写真を見て、命がつながっていることに気づく。
　※受け継がれてきた命の大切さに気づかせる。
　※教科等の生命に関する学習と関連させて取り組むのもよい。

【ワークシート】

いのちのおと

1　生きているなかまをさがしましょう。

2　そのなかまが「生きている」とかんじたのはどんなときですか？

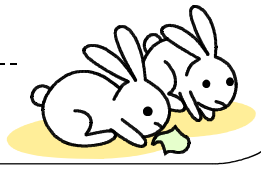

3　「いのちのおと」をきいてどうおもいましたか？

２　かけがえのないいのち

◆目　　的　・生きていることの喜びを感じ、命を大切にしていこうとする態度を養う。
◆学　　年　小学校低学年～
◆所要時間　４５分×２
◆準 備 物　・ワークシート（生まれたころのわたし）
　　・赤ちゃんの人形（新生児と同様の大きさの人形）

進め方

①　本時までに、保護者等から、生まれた時の様子や子育てにかかわる家族の苦労や喜びについて聞き取り、ワークシート（生まれたころのわたし）に記入する。

※聞き取りを行う際や、聞き取ったことをもとに学習を進めるにあたっては、それぞれの家庭の状況を十分に配慮する。

※事前に学習の目的を保護者等に説明する機会をもち、家庭の理解と協力を得て、連携をとりながら学習を進めていくようにする。

②　赤ちゃんの人形を抱っこし、生まれたころの自分たちの大きさを知る。

※赤ちゃんの人形は、保健室や保健センターにある沐浴実習の人形を利用するとよい。

③　自分たちが生まれた時の様子について聞き取ってきたことを、ワークシートを見ながら出し合う。

※一人一人がかけがえのない存在として生まれてきたことに気づかせる。

④　自分に対する家族の思いや願い、自分を見守り支えてくれているまわりの人たちの思いや願いについて考える。

※一人一人が家族やまわりの人の思いや願いを知ることで、自分や他の人の命を大切にしようとする思いを高められるようにする。

⑤　保護者等へ手紙を書く。

関連学習

・「いのちにふれよう」（文部科学省『こころのノート 小学校１・２年』）
・「いのちを感じよう」（文部科学省『心のノート 小学校３・４年』）
・「生命を愛おしむ」（文部科学省『心のノート 小学校５・６年』）

【ワークシート】

生まれたころのわたし

生まれた日　　（　　）年（　　）月（　　）日

生まれたときの大きさ

体じゅう（　　g）

しん長　（　　cm）

（写真または絵）

名前のゆらい

生まれたときのようす

生まれたときのかぞくやまわりの人たちのきもち

３　生命の重みを考える

◆目　　的　・限りある命、かけがえのない命を実感することにより、精一杯生きようとする意欲をもつ。
　　・人と人がつながり合い、支援し合うことのすばらしさに気づく。
◆学　　年　小学校高学年～
◆所要時間　４５分×３
◆準 備 物　・阪神・淡路大震災に関する新聞記事や写真、ビデオ等
　　・阪神・淡路大震災の被災者の手記や作文
参考文献：人権教育の指導方法等に関する調査研究会議『人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］～実践編～』2009
　　奈良県教育委員会『奈良県学校地震防災教育推進プラン』2006

進め方

①　新聞記事や写真、ビデオ等を活用し、阪神・淡路大震災の災害被害の様子や被災者の苦労について知る。
　※時間があれば、災害被害の様子などについて、図書やインターネットなどを活用して調べさせる。

②　阪神・淡路大震災の被災者の手記や作文を読み、感想を出し合う。厳しい状況の中でも生き抜いた強さに学ぶとともに、その背景に様々な支援があったことを知る。
　※より身近に感じられるように、同世代の作文等を用いたり、阪神・淡路大震災以外の災害を教材にしたりするなどの工夫をする。

③　消防士など実際に災害救助にあたっている方や、防災にかかわるボランティアに参加された方を招き、災害救助や防災の実際について話を聞く。そして、人と人がつながり合い、支援し合うことの大切さについて考える。
　※災害救助や支援にあたっている方を招くことができない場合は、手記等を読み、感想を出し合うなどして考えさせる。

関連学習

・「生命を愛おしむ」（文部科学省『心のノート 小学校５・６年』）
・「かけがえのない生命」、「生命を考える」（文部科学省『心のノート 中学校』）
・「『今、ここにある命』を生きる」（奈良県立教育研究所『響き合う心』（中学校編）2000）

この学習活動の参考となるホームページ等

・阪神大震災を記録しつづける会　http://www.npo.co.jp/hanshin/
　（奈良県教育委員会『奈良県学校地震防災教育推進プラン』p.124～132参照）
・１．１７は忘れない ひょうご安全の日公式サイト　http://www.19950117hyogo.jp/index.htm
・神戸市阪神・淡路大震災メニューページ　http://www.city.kobe.lg.jp/safety/hanshinawaji/
・阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター　http://www.dri.ne.jp/

４　新大陸への航海～何を船から捨てますか？～

◆目　　的　・「ほしいもの」と「必要なもの」とを区別する。
　　・「ほしいもの」と「必要なもの」は、人によって違うことに気づく。
　　・人権は、人間が必要とするものに関係していることを理解する。
◆学　　年　小学校高学年～
◆所要時間　４５分×２
◆準 備 物　・資料１（「ほしいもの・必要なもの」カード）
　　・資料２（「ほしいもの・必要なもの・人権」の図）
　　・ワークシート（持ち物シート）
　　・ふりかえりシート
参考文献：（財）人権教育啓発推進センター『コンパシート【羅針盤】子どもを対象とする人権教育総合マニュアル』2009

進め方

①　４～６人のグループになり、このアクティビティの説明を聞く。

> 今から新しい大陸に向けて船出するところです。その大陸は、砂漠ばかりで、住んでいる人はいません。ですから、そこに到着すると、みなさんが新しい国をつくる開拓者となるのです。

②　資料１（「ほしいもの・必要なもの」カード）を受け取り、その内容が新しい国をつくるために持っていく事柄であることを確認する。

③　船が出航したところであると想像し、次のような話を聞く。

> 初めは、航海はとても順調です。しかし、大きな嵐が突然やってきて、船は揺れ動き、沈没しそうになります。船が沈まないように、カードのうちの４枚を船外に投げ捨てなければなりません。

④　グループで話し合い、何を捨てるかを決定し、それをワークシート（持ち物シート）のＡ欄に貼る。

※このとき、捨てたものは後で取り戻すことはできないことを伝える。また、絶対的な正解はないことを伝える。

※一人一人が自分の考えを言えるよう支援する。

⑤　大きな嵐が去り、船は何とか沈没せずに航海を続けていると想像し、次のような話を聞く。

> やっと嵐は終わりました。ほっとしたのもつかの間、大きな台風が近づいてきているという天気予報が届きました。台風から生き残るためには、さらに４枚のカ

ードを投げ捨てなければなりません。ただし、新しい国で生きていくために必要だと思うものは捨ててはいけないことを忘れないでください。

⑥　前回と同様に捨てるカードを決め、ワークシートのＢ欄に貼る。

⑦　何とか台風をやり過ごし、もう少しで新大陸に到着すると想像し、次のような話を聞く。

危機一髪でした。新しい国まではもう少しです。みんなとても喜んでいます。しかし、新大陸が見えたとたんに、大きなクジラが船に衝突し、側面に穴が開いてしまいました。船をもっと軽くしなければなりません。さらに４枚のカードを捨ててください。

⑧　前回と同様に捨てるカードを決め、ワークシートのＣ欄に貼る。

⑨　ようやく新大陸に到着し、新しい国をつくる準備ができたと想像する。新大陸に持ってきたものを確認できるように、残ったカードをワークシートのＤ欄に貼る。

⑩　各グループが順番にワークシートを教室の正面に貼り、以下の点について発表する。

・持ってきたものとその理由。どんなものが、なくてはならないと考えたのか。

・途中で捨てたものとその理由。どんなものが、なくてもやっていけそうだと考えたのか。

・決定するのに難しかったものとその理由。

⑪　すべてのグループの説明が終わってから、次の質問について全体で考える。

「それぞれのグループは、生きるために必要となるものをすべて持っているでしょうか。健康により良く生き、成長するために必要なものをすべて持っているでしょうか。」

⑫　各自、ふりかえりシートに回答を記入する。

※何人かに発表してもらう。

【ふりかえりシート】

グループで残したカードの結果をどう思いますか。新しい国で生きていくことができますか。より良く成長していけますか。
もし、同じことをもう一度するとしたら、何か別のカードを残しますか。
ほしいと思っても、生きていくためには必要ないもののカードはどれでしょう。
生きていくために、なくてはならないもののカードはどれでしょう。
健康により良く生き、成長していくために必要なもののカードはどれでしょう。

⑬　資料２（「ほしいもの・必要なもの・人権」の図）を見て、人権は人間が必要とするものに関係していることを理解する。

※人権は、すべての人間が生きていき、より良く成長し、かけがえのない人間として扱われる（尊厳ある生活を送る）ためになくてはならないものであることを強調する。

※⑩における各グループの発表や⑫のふりかえりシートの内容を踏まえて説明する。

⑭　だれもが、すべての人権を必要とすることを理解する。

※食べ物、飲める水、病気やケガを治すための薬などのように、生きていくために不可欠なものがある。それに加えて、人間として健康により良く生き、成長していくために必要なものもある。ただ生きていくだけでは十分ではないということを伝える。

※「もし［　　］を持たないとしたら、新しい国でどんなことが起こると思いますか。（カードの中からいくつかの事柄を選択する）」という質問をして、話し合ってもよい。

※このアクティビティで人権として捉えたカード以外に、人権として必要なものはないかどうかを話し合ってもよい。

関連学習

・「私たちは地球に住む“人間”です」（p.11）

・「ウサギの権利」（p.13）

・「『子どもの権利条約』について知ろう」（奈良県教育委員会『人権教育の手びき第４７集』2005）

【資料１】「ほしいもの・必要なもの」カード

飲める水	自由に使えるお金	栄養のある食べ物	友だち	野原や林
生活できる部屋、家	家族	差別されない（いじめられない）	おかし	教育を受けられる
ケガや病気を治療してもらう	ジュース	自分の言いたいことを言える	ゲーム機	遊ぶ時間
庭つきの大きな家	テレビや新聞	ペット	衣服	電話
きれいな空気	ごはんやパン	ハンバーガーとコーラ	おしゃれな服	くつなどのはきもの

【資料２】「ほしいもの・必要なもの・人権」の図

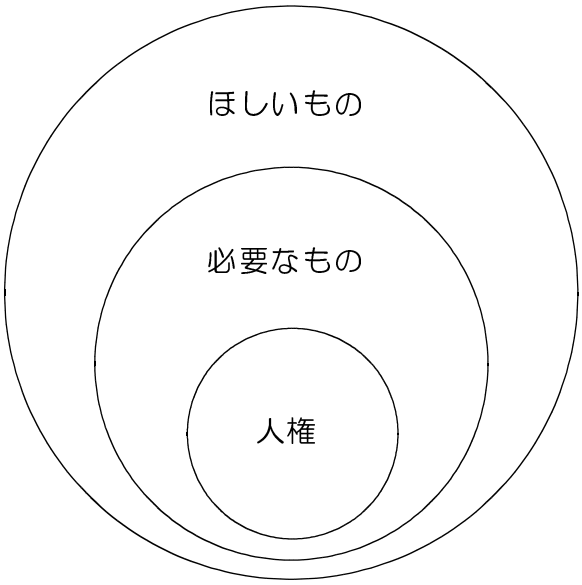

【ワークシート】持ち物シート

D

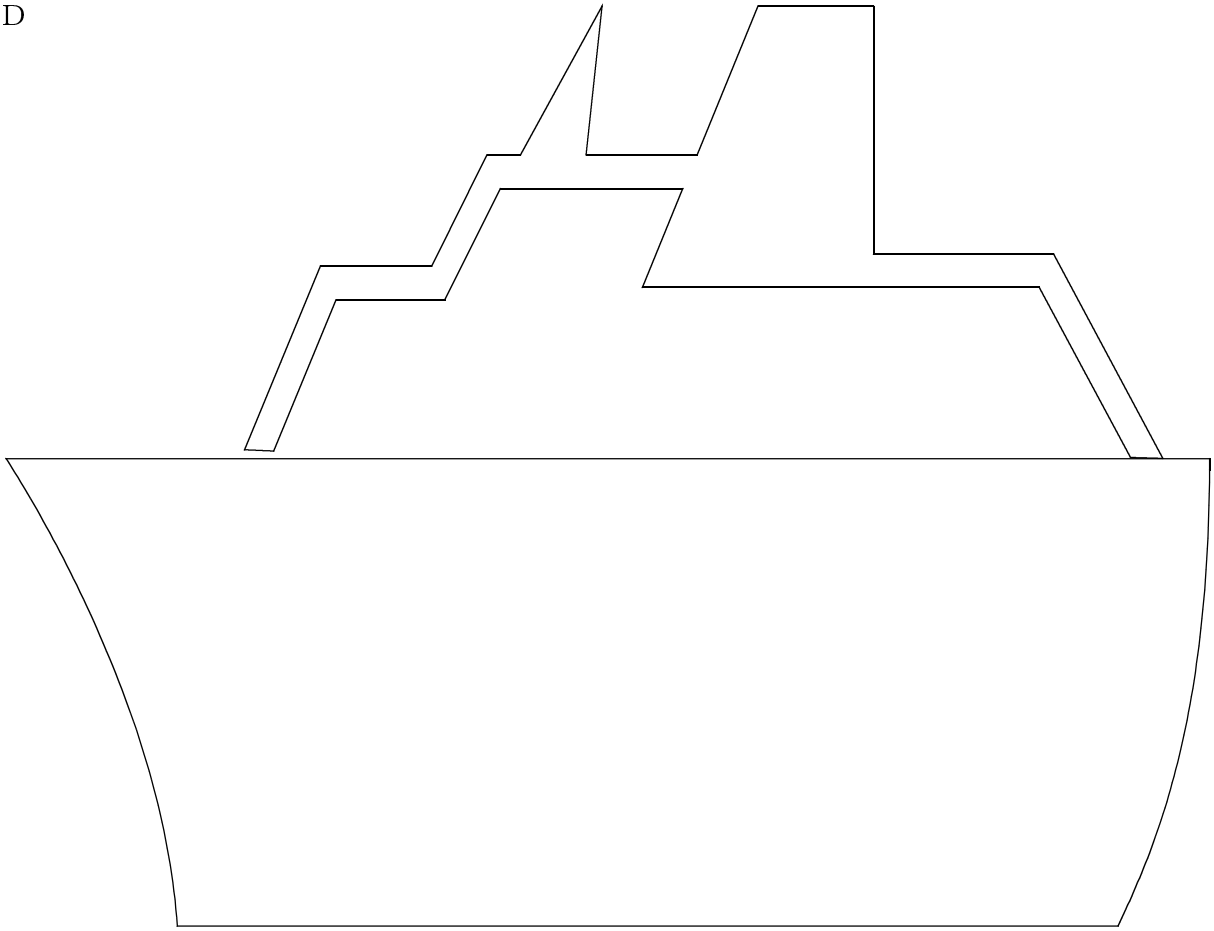

C

B

A

５　私たちは地球に住む“人間”です

◆目　　的　・「名前」は、かけがえのない人間の人格そのものであることを知る。
　　・一人一人がかけがえのない存在であること（人間の尊厳）を知る。
◆学　　年　小学校高学年～
◆所要時間　４５分
◆準 備 物　・カード５枚×人数分
　　・「子どもの権利条約（子ども向け）」（p.44）
参考文献：大阪市・大阪市人権啓発推進協議会『人権学習ハンドブック①「人権とは」』

進め方

①　まもなく私たちの町に宇宙人が訪ねてくると仮定し、各自、５枚のカードを受け取る。地球に住んでいる“人間”について、いろいろなことを知りたがっている宇宙人に対して、『私はこういう“人間”です』と自己紹介するための内容を、１枚のカードに１項目ずつ書く。

※次のような内容が書かれると予想される。

・私の名前は、○○といいます。
・私は、今○○歳です。
・私の家族は、両親と弟の４人です。
・私は、１日に３度食事をとります。主食はお米です。
・私は、○○学校に通っています。
・私は、将来○○の仕事をしたいので、一生懸命勉強しています。
・私は、○○部で一生懸命練習しています。
・私は、学校から帰ると塾へ行って勉強しますが、塾がない日はゲーム機で遊ぶことを楽しみにしています。

②　書き上げた５枚のカードの中で、自分にとって、それほど重要ではないと思えるカードを１枚取り出す。

③　②と同じことを、あと３回繰り返し、自分にとって一番大切で、奪われたくないと考えるカードを、最後に１枚残す。

※多くの子どもが「私の名前は○○といいます」というカードを残していると予想される。

※名前以外のカードを残した子どもたちに対しても、その考えについて肯定的に評価する。

④　「なぜ、そのカードを最後の１枚に残したのか？」を考え、発表する。

⑤　次のような質問について考えることにより、赤ちゃんに付けられた「名前」には身近な人たちの幼い生命への愛と期待が込められており、「名前」はかけがえのない人間の人格そのものを象徴していることを知る。

「生まれた赤ちゃんに名前を付けようとしている人たちは、どのような気持ちになっているでしょうか。」

「生まれた赤ちゃんに名前を付けようとしている人たちにとって、その赤ちゃんはどんな存在でしょうか。」

「自分宛にきた手紙やはがきの名前の文字が間違って書かれていたら、どんな気持ちになりますか。」

「自分の名前を読み間違えて呼ばれたら、どんな気持ちになりますか。」

⑥　「子どもの権利条約（子ども向け）」の第７条（p.44）を読み、名前や国籍をもつ権利が国際的にも保障されていることを知る。

⑦　次のような質問について考え、話し合うことにより、改めて日常生活における人間関係の在り方を考える。

「私たちはみんな、それぞれに『名前』をもったかけがえのない存在です。一人一人が、かけがえのない存在であることを尊重するためには、具体的にどのような人間関係をつくればよいでしょうか。」

発展

・　自分の名前の由来を調べ、それに込められた願いを知るという活動を行う。

・　「最後まで残したカードの内容が、同じ日本に住んでいるすべての人に、また世界中のすべての人に等しく与えられているでしょうか。もし、与えられていないとすれば、なぜなのでしょうか。」という質問をきっかけとして、国内や世界における子どもの権利の状況についての学習に発展させる。

関連学習

・「ウサギの権利」（p.13）

・「『子どもの権利条約』について知ろう」（奈良県教育委員会『人権教育の手びき第４７集』2005）

参考

国際児童年のテーマ曲「ビューティフル・ネーム」

1979年、ロックグループ「ゴダイゴ」が歌ったヒットソングに「ビューティフル・ネーム」という曲があります。大人から子どもまで広く親しまれた曲でした。この曲ができたのには、次のようなことがあったのです。

1959年、国際連合は、「児童の権利に関する宣言」をつくり、地球上のすべての子どもが幸福な生活を送り、健康に成長する権利をもっていることを確認しました。そして、その２０周年を記念して1979年を「国際児童年」と定め、「児童の権利に関する宣言」の内容を全世界に徹底するため、活発な活動を行いました。

「ビューティフル・ネーム」という曲は、「国際児童年」の活動の一環でつくられた曲なのです。

国際児童年のシンボルマーク

６　ウサギの権利

◆目　　的　・「子どもの権利条約」を知る。
　　・子どもにとって必要なものと権利とを関連付ける。
◆学　　年　小学校高学年～
◆所要時間　４５分×２
◆準 備 物　・ワークシート１、２
　　・「子どもの権利条約（子ども向け）」（p.44）
参考文献：（財）人権教育啓発推進センター『コンパシート【羅針盤】子どもを対象とする人権教育総合マニュアル』2009

活動Ａ　ウサギの権利について考えてみよう

進め方

①　４～６人のグループになる。自分たちが世話をするペットのウサギがいると想像し、そのウサギに名前をつけ、ワークシート１の一番上に書く。ウサギが元気に成長するためにどんなものが必要になるかを考え、ワークシート１に書き込んでいく。

※一人一人が自分の考えを言えるよう支援する。

※「えさ」「水」「わら」「小屋」「なかまのウサギ」「運動」などを挙げると予想される。

②　各グループの結果を発表する。

※発表された内容を、黒板もしくは模造紙などに書き出していく。

③　ウサギが必要とするものを、ちゃんと準備してあげるのはだれの責任であるのかを考え、ワークシート１に書き込む。

※「自分たち」「ウサギの飼い主」などの答えが出てくると予想される。

【ワークシート１】

ウサギの名前（　　）
１　ウサギが元気に成長するために必要なものを書きましょう。
２　ウサギに必要なものを準備するのはだれの責任ですか。

④　黒板等に書かれた、ウサギが生存し、成長するために必要なものを全員で確認する。

※これらはウサギが生きていくために必要なものであるので、ウサギはこれらのものに対する権利をもっている、ということを説明する。

※権利という言葉を、その事柄をもつことのできる力や資格など、やさしい言葉で定義するとわかりやすい。

⑤　次の質問について考える。

「これらのものに対するウサギの権利を守る責任は、だれにあるのでしょうか。」

※責任は、自分たちあるいはウサギの飼い主にあることを確認する。

活動Ｂ　子どもの権利について考えてみよう

進め方

①　各グループに配布されたワークシート２の一番上に「子どもたち」と書く。そして、「子どもたちが元気に成長し、安全に、健康に、幸せにくらすために必要なものは何ですか。」という質問について、ブレインストーミングによって考え、ワークシート２に書き込んでいく。

※ブレインストーミングとは、グループのメンバーが思いつくままにアイデアや情報をどんどん出し合う活動である。「自由な発想や奔放なアイデアを大切にする」「質より量」「他人の意見を批判しない」「他人の意見と組み合わせたり、他人の意見に自分の意見を付け加えたりすることを奨励する」といったことがルールとなる。

※状況に応じて、「食べ物」「水」「家」「家族」「友だち」「教育」などが出てくるようにはたらきかける。

②　各グループの結果を発表する。

※発表された内容を、黒板もしくは模造紙などに「一覧表」にして書き出していく。

※４つの子どもの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」―『人権教育の手びき第４７集』第２章を参照）に分けながら書き出していくのもよい。

③　「子どもたちが元気に成長し、安全に、健康に、幸せにくらすために必要なものすべてを、確実に得られるようにする責任のある人はだれですか」という質問について考え、ワークシート２に書き込む。

※「大人」「親」「家族」などの答えが出てくると予想される。

【ワークシート２】

（　　）
１　子どもたちが元気に成長し、安全に、健康に、幸せにくらすために必要なものを書きましょう。
２　子どもたちに必要なものすべてを、確実に得られるようにするのはだれの責任ですか。

④　次のような質問について考え、「一覧表」にさらに必要な事柄を加えていき、発想

を広げていく。

「子どもたちが元気に成長し、安全に、幸せに、健康にくらすため守られ、さらに、まわりの社会（家族、学級、学校、地域等）にかかわっていくために、子どもたちにとって、他にどんなものが必要ですか。」

「子どもたちは、これらのものに対する権利をもつべきでしょうか。」

「子どもたちに、このような権利を確実に用意する責任のある人はだれでしょうか。」

※子どもの権利を守る責任は、大人にあることを確認する。

活動Ｃ　「子どもの権利条約」について知ろう

進め方

①　各自に配布された「子どもの権利条約（子ども向け）」を読み、ここには世界中のすべての子どもに守られなければならない権利について書かれていることを知る。また、日本はこの条約を批准しているので、子どもの権利を守る責任が国にあることを知る。

※子どもの権利条約は、子どもたちの権利を守り、必要なものを提供し、子どもたちがまわりの社会に参加できるようにするためにあることを説明する。

※批准という言葉を、国がその条約に示された約束を守っていくことを表明することなどと説明するとわかりやすい。

②　「子どもの権利条約（子ども向け）」と活動Ｂの「一覧表」を見比べる。「一覧表」に書かれた権利の中で、子どもの権利条約にあるものを見つけ出し、自分たちで子どもの権利の一覧をつくったということに気づく。

※さらに、次のような質問をして、考えを深めていってもよい。

「自分たちのつくった『一覧表』にはないが、子どもの権利条約にある権利にどのようなものがありますか。」

「自分たちは考えつかなかったが、このような権利が子どもの権利条約にあるのはなぜだと思いますか。」

関連学習

・「人権カレンダー」（p.16）

7　人権カレンダー

◆目　　的　・人権がもつ多面性についての意識を高める。
◆学　　年　小学校高学年～
◆所要時間　４５分×２
◆準 備 物　・「子どもの権利条約（子ども向け）」（p.44）
・資料１（日本の「人権に関係した主な日」）
・資料２（主な「国際デー」）
・資料３（カレンダー用紙）
・誕生日と書いたカード（カレンダー用紙の一コマと同じ大きさ）
・ふりかえりシート
・カレンダーをつくるのに必要な材料や道具（セロテープ、色鉛筆等）
参考文献：（財）人権教育啓発推進センター『コンパシート【羅針盤】子どもを対象とする人権教育総合マニュアル』2009

進め方

①　「これから、人権に関係する日は何月何日かがわかるようなカレンダーをつくります。」という説明を聞き、この活動の内容を理解する。

②　人権について、これまで学習したことを思い出す。
※「子どもの権利条約（子ども向け）」シートを読んで、子どもには様々な権利があることを思い出させる。

③　子どもの権利や人権に関係している特別な日を思い出し、発表する。
（例）憲法記念日…基本的人権を示している日本国憲法が公布された日
こどもの日…子どもの健やかな成長を願う日
終戦記念日…第二次世界大戦が終了した日

④　資料１（日本の「人権に関係した主な日」）と資料２（主な「国際デー」）を受け取り、そこに書かれた日が、どのように人権と関係しているかを考える。

⑤　資料１、２以外に人権に関係する日を知っていたら発表する。

⑥　４～５人ずつのグループに分かれ、それぞれのグループが担当する月を決める。
※各グループに資料３（カレンダー用紙）を必要数、カレンダー制作のために必要な材料や道具を配布する。

⑦　次のような説明を聞き、カレンダー制作にとりかかる。

・最初に、カレンダー用紙に日付を書き入れてください。
・次に、カレンダーに人権に関係する特別な日（休日や国際デーなど）の名称を書き入れ、目立つようにその日の枠に飾りを描き入れましょう。飾りは、その日のテーマや関係する人権と結びついているものにしましょう。
・特別な日に「休日」あるいは「国際デー」と書いた紙のカバーをつくり、それを開けたらびっくりするようなものにしましょう。カバーは開け閉めできるよ

うに、セロテープ等で貼り付けてください。

⑧　カレンダーを壁に掲示したり、床に置いたりして、みんなで見られるようにする。

⑨　「ここまで作業してきましたが、実は、人権に関係する特別な日で、とても大切なものが抜けていました。」という説明を聞き、それがどのような日なのかを考える。

⑩　全員が「誕生日」と書かれたカードを１枚ずつ受け取り、各自、カレンダーの自分の誕生日にあたる日に「○○の誕生日」と書き込む。そして、その枠を「誕生日」と書かれたカードでカバーする。(開け閉めできるようにセロテープ等で貼る。)

⑪　なぜ誕生日が人権に関係するのかを考え、だれもが生きる権利と名前を付けてもらう権利という人権をもっていることを理解する。

※「子どもの権利条約」第６条、第７条を紹介する。

⑫　各自、「ふりかえりシート」に回答を記入する。何人かが発表し、意見を交流する。

【ふりかえりシート】

人権カレンダーをつくって、どんなことを学びましたか。
あなたは特別な日の中でどの日を楽しみにしていますか。理由も書いてください。

⑬　「私たちは、特別な日だけでなく、実は毎日、人権を使っているのです。」という説明を受けて、次のような質問について考える。

「あなたが毎日、使っている人権にはどのようなものがありますか。今、この瞬間に使っている人権とは何ですか。」

「どの子どもも、それと同じ人権をもっているでしょうか。すべての子どもに、そのような人権を使う機会があるでしょうか。」

※「子どもの権利条約（子ども向け)」を参考にして考えさせてもよい。

完成した人権カレンダーは掲示し、月初めなどに、その月の「特別な日」の意味を、人権と関連付けながら確認するとよい。また、それぞれの「特別の日」を、どのように祝うかをみんなで考えてもよい。

発展

・　次のような質問について考え、話し合う。

「あらゆる子どもの人権が保障されるようにするために、私たちには何ができるでしょうか。」

【資料１】日本の「人権に関係した主な日」

１月の第２月曜日	成人の日	大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝いはげます日。
１月１７日	防災とボランティアの日	災害時におけるボランティア活動および自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図る日。
４月１０日	女性の日	昭和24(1949)年、労働省(現在の厚生労働省)が「婦人の日」として制定。平成10(1998)年に「女性の日」に改称。
５月　３日	憲法記念日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する日。
５月　５日	こどもの日	子どもの人格を重んじ、子どもの幸福を図るとともに、母に感謝する日。
６月２３日	沖縄慰霊の日	昭和20(1945)年のこの日、沖縄の地上戦が終わった。戦争による惨禍が再び起こることのないよう、人類普遍の願いである恒久の平和を希求するとともに戦没者の霊を慰めるための日。
８月　６日	広島平和記念日	昭和20年のこの日、広島に原爆が投下された。この日、広島平和祈念式典が開催される。
８月　９日	長崎原爆の日	昭和20年のこの日、長崎に原爆が投下された。この日、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典が開かれる。
８月１５日	終戦記念日	第二次世界大戦が終了した日。昭和57(1982)年４月の閣議決定により、戦没者を追悼し平和を祈念する日となった。
９月の第３月曜日	敬老の日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う日。
１０月の第２月曜日	体育の日	スポーツに親しみ、健康な心身をつちかう日。
１１月　３日	文化の日	自由と平和を愛し、文化をすすめる日。
１１月１１日	介護の日	平成20(2008)年、厚生労働省が決定。高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日。
１１月２３日	勤労感謝の日	勤労を尊び、生産を祝い、互いに感謝し合う日。
毎月１１日	人権を確かめあう日（奈良県）	お互いが違いを認め、共に生きていくことをより確かなものにするための活動を行う日。

【資料２】主な「国際デー」

国際デーは、国際連合（国連）などの国際機関によって定められた記念日です。毎年、その記念日に関係する問題を解決しようと全世界に呼びかけるための日です。

国際連合とは、世界の平和と国際協力の達成などのためにつくられた国際平和機関です。

３月　８日	国際女性デー	1904年、ニューヨークの女性労働者が参政権を求めて集会を開いた日。
３月２１日	国際人種差別撤廃デー	1966年の国連総会で決定。1960年のこの日、南アフリカ共和国で、警官隊が人種隔離政策（アパルトヘイト）に反対するデモ行進に発砲した。この事件が契機となり、国連が人種差別に取り組むようになった。
３月２２日	世界水の日	1992年の国連総会で決定し、1993年から実施。地球的な視点から水の大切さ、貴重さを世界中の人々がともに見つめ直す日。
４月　７日	世界保健デー	1948年、世界保健機関（WHO）が発足した日。WHOは、すべての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的としている国連の機関。
５月１５日	国際家族デー	1993年の国連総会で決定。国連は1989年、家族に関する問題に取り組む国を支援するために、1994年を「国際家族年」とすること宣言していた。
５月２１日	対話と発展のための世界文化多様性デー	「国連文化遺産年」(2002年)の幕を閉じるにあたり、人類の繁栄、平和的共存を実現するために、2002年の国連総会で決定。
５月３１日	世界禁煙デー	1987年、世界保健機関（WHO）が定めた。タバコの危険性を多くの人々に認識してもらうための日。
６月　５日	世界環境デー	1972年の国連総会で決定。積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める日。国連では日本の提案によりこの日を「世界環境デー」と定め、日本では平成5(1993)年に環境基本法で「環境の日」と定められた。
６月２０日	世界難民の日	2001年が難民の地位に関する条約の50周年に当たること、また、アフリカ統一機構（OAU）が6月20日の「アフリカ難民の日」と同じ日に国際的な難民の日を設けることに同意したことから、2000年の国連総会で決定。
８月　９日	世界の先住民の国際デー	世界各地の先住民族に敬意を表す日として、1994年の国連総会で決定。1992年のこの日、国連人権促進・保護小委員会先住民作業部会の第１回会合が開かれた。
９月　８日	国際識字デー	1965年のこの日、イラン国王が軍事費の一部を識字教育に回す提案をしたことを記念。1990年に国連が国際デーとして定めた。

９月２１日	国際平和デー	1981年、コスタリカの発案により、国連総会で決定。2002年からは、この日１日は敵対行為を停止するようすべての国、すべての人々に呼びかけている。
１０月　１日	国際高齢者デー	1990年の国連総会で決定。国連が主導してきた「高齢化に関するウィーン国際行動計画」などを受けたもの。地球規模で進む高齢化への関心を高める日。
１０月１６日	世界食料デー	世界の食料問題に対する意識を高め、飢餓、栄養不良および貧困との闘いにおける連帯を強めるため、1979年、国連食糧農業機関（FAO）によって宣言された。1981年から実施。
１０月１７日	貧困撲滅のための国際デー	1992年の国連総会で決定。あらゆる国々、特に開発途上国において、貧困撲滅の必要性を広く知ってもらうことがねらい。
１０月２４日	国連デー	1945年のこの日に国連憲章が発効し、国際連合が発足した。1948年から、「国連デー」として記念されている。
１１月１６日	国際寛容デー	1996年の国連総会で決定。人類にとって最も重要な徳の一つに世界の関心を向ける日。寛容とは、人間の多様性に積極的にかかわること。
１１月２０日	世界のこどもの日	子どもたちの世界的な友愛と相互理解の日に、また世界の子どもたちの福祉を増進させる活動の日にするため、1954年の国連総会で決定。11月20日は国連総会が1959年に「子どもの権利宣言」を、また1989年に「子どもの権利条約」を採択した日。
１１月２５日	女性に対する暴力撤廃の国際デー	1999年の国連総会で決定。1961年のこの日、ドミニカ共和国で、政治活動家ミラバル三姉妹が暗殺された。
１２月　３日	国際障害者デー	1992年、「国連障害者の10年」（1983～1992年）の終結にあたり、障害をもつ人々の社会参加をいっそう促進させるため、国連総会は12月3日を「国際障害者デー」と宣言。
１２月１０日	人権デー	1948年に国連総会が世界人権宣言を採択した日。
１２月２０日	人間の連帯国際デー	2005年の国連総会で決定。国際的な連帯の重要性に関する人々の認識を高め、貧困削減のための行動を促すための日。

【資料３】カレンダー用紙

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日

８　権利と責任

◆目　　的　・権利を守るためには、お互いに責任を負わなければならないことを知る。
◆学　　年　小学校高学年～
◆所要時間　４５分
◆準 備 物　・ワークシート（「権利と責任」を考えよう）
参考文献：大阪市・大阪市人権啓発推進協議会『人権学習ハンドブック③「権利と責任」』

進め方

①　ワークシート（「権利と責任」を考えよう）に書かれた個々の権利を守るためには、お互いが、どのように責任ある行動をとることが必要となってくるかを考え、記入する。
　※１つの権利に対して、複数の責任を考えてもよいことを伝える。

②　４～６人のグループになる。ワークシートに記入した各自の考えをもとに話し合い、グループとしての意見をまとめる。
　※一人一人が自分の意見を言えるよう支援する。

③　各グループの話合いの結果を、そのように考えた理由とともに、順に発表する。

④　③の各グループの発表を踏まえて、権利と責任について考えを深める。
　※「権利は自分に保障されなければならないと同時に、他者にも等しく保障されなければならない。そのためには、お互いに、他者の権利を守るという責任が生じる。」と説明する。

⑤　ワークシートに書かれている権利以外に、自分たちにはどのような権利があるのかを考える。また、それらを守るためには、どのような責任が生じるかを考え、話し合う。

発展

・　権利と責任の学習で学んだことを生かして、各自が自分の生活をふりかえり、自分たちの学級をよりよくするために、学級の人権宣言づくりを進める。

関連学習

・「私たちの学級憲法」（p.29）

【ワークシート】

「権利と責任」を考えよう

◇　ここには、学校生活にかかわって、みなさんがもっているいくつかの「権利」が示されています。

　そこで、それぞれの権利を守るためには、お互いが、どのように責任ある行動をとることが必要となってくるかを考え、右の空欄に書き込んでください。１つの権利に対して、２つ以上の責任を考えてもかまいません。

権利	責任
Ａ　自分の考えを話す	
Ｂ　きれいで、快適な教室で過ごす	
Ｃ　休み時間を気持ちよく過ごす	
Ｄ　授業がわかる	
Ｅ　だれからも苦しめられない	
Ｆ　安全に過ごすことができる	

９　「基本的人権」って何？

◆目　　的　・日本国憲法で保障されている基本的人権が、具体的にどのようなものなのかを理解する。
◆学　　年　小学校第６学年～
◆所要時間　４５分
◆準 備 物　・ワークシート１（基本的人権について考えよう）
　　・ワークシート２（グループ発表用）
　　・資料（基本的人権）
　　・はさみ、のり

進め方

※社会科で「基本的人権」について学習した後、発展学習として活用する。

①　配布されたワークシート１（基本的人権について考えよう）と資料（基本的人権）を用いて、１３種類の基本的人権を、今の自分にとって大切な権利、今の社会で十分に認められていないと思う権利、これから認めてもらいたい権利の３つの項目に分類する。

※いくつかの例を示し、子どもたちの考えを支援する。
※各項目に当てはまる基本的人権の番号とその理由をワークシートに記入させる。
※１３種類の基本的人権は何度選択してもよいこと、当てはまらない基本的人権が存在してもよいこと、悩んでわからないときにはそれでもよいこと、絶対的な正解はないことを伝える。

②　４～６人のグループになり、ワークシート１に記入したことをもとに、１人ずつ自分の考えを発表する。

③　②の発表を踏まえて話し合い、グループとしての意見をまとめる。そして、ワークシート２（グループ発表用）に、資料から切り取った１３種類の基本的人権のカードを分類して貼り付ける。

※互いの意見を聞き合い、様々な考え方があることに気づかせる。
※分類するために、十分な話合いの時間を保障する。
※他にも必要な権利があれば、ワークシート２の余白に書き込むように指示する。
※意見がまとまらなかったことや分類するのが難しかったことなども発表できるように、ワークシート２に記入させておく。
※１枚のカードが、複数の枠に分類されることも予想される。

④　各グループの話合いの結果と、そのように考えた理由等を、順に発表する。

※ワークシート２を掲示して発表する。
※他のグループの発表を聞くときは、自分たちの考えとの共通点や相違点に留意するようにさせる。

⑤　各自、この学習をして感じたことや気づいたことをワークシート１に記入する。

※何人かに発表させる。
※他者の権利を擁護する国民の義務についてもふれるようにする。

【ワークシート１】基本的人権について考えよう

１　次の３つの項目に当てはまる権利を、資料（基本的人権）にある１３種類の基本的人権から選んで、その番号と選んだ理由を書きましょう。

今の自分にとって大切な権利		**今の社会で十分に認められていないと思う権利**		**これから認めてもらいたい権利**	
番号	選んだ理由	番号	選んだ理由	番号	選んだ理由

２　基本的人権の学習をして、感じたことや気づいたこと書きましょう。

【ワークシート２】（グループ発表用）

今の自分にとって大切な権利	**今の社会で十分に認められていないと思う権利**	**これから認めてもらいたい権利**

【資料】

基本的人権

(1)　個人の尊重と法のもとの平等 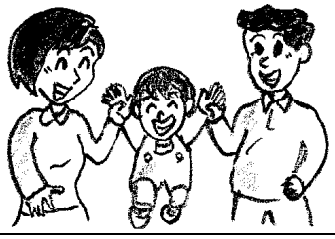	(2)　男女の平等 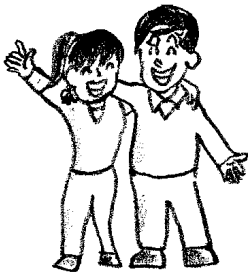	(3)　思想や学問の自由 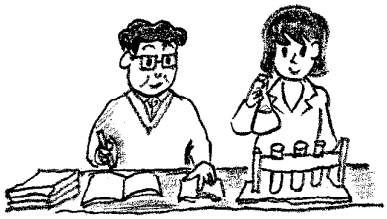
(4)　言論や集会の自由 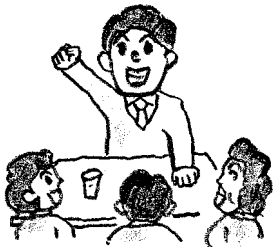	(5)　信教の自由	(6)　生命・身体の自由 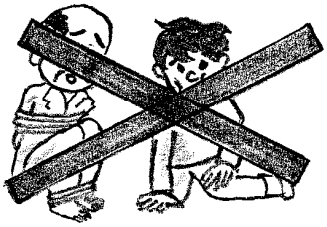
(7)　居住・移転と職業を選ぶ自由 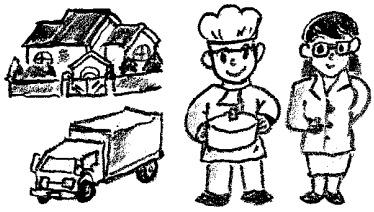	(8)　健康で文化的な生活を営む権利 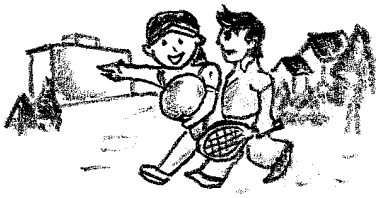	(9)　教育を受ける権利 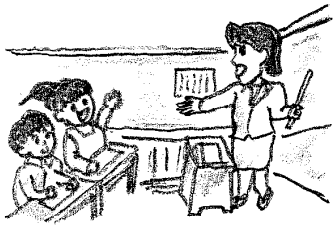
(10)　働く権利 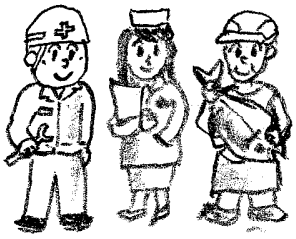	(11)　団結する権利 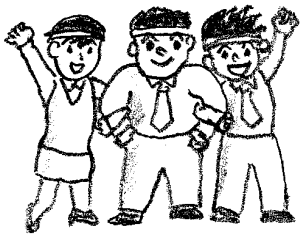	(12)　選挙する権利・選挙される権利 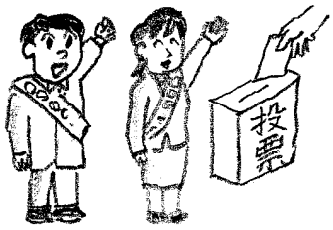
(13)　裁判を受ける権利 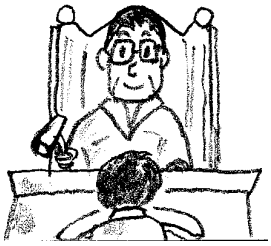		

１０　いろいろな権利を絵に描こう

◆目　　的　・人権に関する知識を深め、人権の尊重と実現のために必要な想像力を高める。
◆学　　年　中学生～
◆所要時間　５０分×２
◆準 備 物　・資料（世界人権宣言・要約）
　　・スコアを書き込むための紙
　　・Ａ４の用紙（各グループに４～６枚）
参考文献：人権教育の指導方法等に関する調査研究会議『人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］～実践編～』2009

進め方

①　４～６人のグループになり、Ａ４の用紙４～６枚と資料（世界人権宣言・要約）を受け取る。
　※資料について簡単に説明する。
②　各グループから順番に１人ずつメンバーが出て、例えば「平等権」というふうに、資料の中から１つの権利を指定される。
　※全員にいずれかの権利を指定する。各グループに指定する権利の数を同じにするために、グループの人数に差があるときは、１人に２つの権利を指定するなどして調整する。
　※自分が指定された権利を、他のメンバーに知られてはいけないように注意する。
③　それぞれのグループに戻り、Ａ４の用紙に、各自が指定された権利を表す絵を描く。
　※絵にはイメージを描くだけで、数字や言葉を一切描いてはいけないことを伝える。
④　第１ラウンドを始める。各グループで、１人目のメンバーが自分の描いた絵を提示する。他のメンバーは、描かれた絵がどのような権利を表しているかを資料をもとに推測し、１人ずつ順番に解答する。
　※他のメンバーは、自分が推測した事柄について声に出せるだけで、質問はできないことを伝える。
⑤　全員が解答した後、絵を描いたメンバーは正解を伝える。正解者のスコアに１点加算し、第１ラウンドを終了する。絵を描いたメンバーは、その絵の傍らに描いた権利を文字で書き込む。描かれた絵はグループ毎に１箇所に積み重ねていく。
⑥　第２ラウンドに移る。２人目のメンバーが自分の描いた絵を提示し、第１ラウンドと同様のことを行う。このようにして４～６ラウンド行う。
　※グループ全員が描いた絵を提示できるようにラウンド数を設定する。
⑦　最後に、各グループで描かれた絵をラウンド毎にまとめて、全体に掲示する。
⑧　掲示された絵を見て、同一の権利についての解釈やイメージが、人によってどのように異なるかを比較する。また、それぞれの権利の意味について話し合う。

【資料】

世界人権宣言・要約

第１条　平等権　（平等の権利）

第２条　差別からの自由　（差別されない権利）

第３条　生命、自由、人間の安全保障の権利　（自由に、安心して生きる権利）

第４条　奴隷からの自由　（奴隷にされない権利）

第５条　拷問および品位を傷つける扱いからの自由　（苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利）

第６条　法のもとで人として認められる権利　（いつでもひとりの人間として認められる権利）

第７条　法の前での平等の権利　（法律で平等に扱われる権利）

第８条　権限を有する裁判所により救済される権利　（裁判で守られる権利）

第９条　恣意的な逮捕や追放からの自由　（理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利）

第10条　公正な公開審理を受ける権利　（公正な裁判を受ける権利）

第11条　有罪が立証されるまで無罪と推定される権利　（裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利）

第12条　プライバシー、家族、家庭および通信への干渉からの自由　（私生活の自由が守られる権利）

第13条　国内外における居住の自由の権利　（住む場所を自由に選べる権利）

第14条　迫害からの庇護を他国に求める権利　（自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利）

第15条　国籍を得、あるいは変更する権利　（ひとつの国の国民となる権利）

第16条　婚姻し家族を持つ権利　（結婚して家庭を持つ権利）

第17条　財産を所有する権利　（家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利）

第18条　思想と宗教の自由　（自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利）

第19条　意見と情報の権利　（意見を言葉や文字などで表したり、情報を受け取る権利）

第20条　平和的な集会と結社の自由　（平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利）

第21条　政治と自由な選挙に参加する権利　（政治や選挙に参加する権利）

第22条　社会保障を受ける権利　（人間らしく生きることができるような保障を受ける権利）

第23条　望ましい仕事を得、労働組合に加入する権利　（仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利）

第24条　休暇と余暇を得る権利　（休暇をとったり、余暇を楽しめる権利）

第25条　十分な生活水準を保持する権利　（人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利）

第26条　教育を受ける権利　（学校に通い、ただで義務教育を受ける権利）

第27条　社会の文化的生活に参加する権利　（社会の伝統と学問に参加し、芸術を味わい、科学の進歩の恩恵にあずかる権利）

第28条　世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利　（権利や自由を受けられるための秩序を得る権利）

第29条　自由で完全な発展に不可欠な社会への義務　（お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務）

第30条　上述の諸権利に対する国家ないしは個人の干渉からの自由　（様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利）

１１　私たちの学級憲法

◆目　　的　・権利と責任は表裏一体の関係であることを理解する。
　　・日常生活における権利と責任を考える。
　　・学級のための憲法をつくる。
◆学　　年　中学生～
◆所要時間　５０分×２
◆準 備 物　・ワークシート
　　・ふりかえりシート
参考文献：（財）人権教育啓発推進センター『コンパシート【羅針盤】子どもを対象とする人権教育総合マニュアル』2009

進め方

①　他の人に不利益を与えたり、迷惑をかけたりするという理由で、やってはいけないという事柄を思い出し、発表する。

※発表された内容を黒板に列記する。

※次のような内容が予想される。

・人をたたいてはいけない。
・人をいじめてはいけない。
・人の物を盗んではいけない。
・嘘をついてはいけない。

※この活動を通して、子どもたちが既に理解しているいくつかの行動制限を探ることができる。

②　黒板に書かれた文を、例のように肯定的な表現に言い換える。

（例）・人をたたいてはいけない。→私にはたたかれない権利があります。
・人をいじめてはいけない。→私にはいじめられない権利があります。
・人の物を盗んではいけない。→私には自分の物を盗まれない権利があります。
・嘘をついてはいけない。→私には嘘をつかれない権利があります。

③　②のように肯定的な権利の文をつくるプロセスを理解したら、４～６人のグループになる。

④　各グループでワークシートを受け取り、次のような説明を聞き、一人一人がより良い学級生活を過ごせるようにするための基本的な権利を３つか４つ作成する。

ａ　例えば、「だれにも、たたかれない権利があります」というように、「だれにも、‥‥権利があります」という表現にしてください。
ｂ　グループの全員が賛成したときだけ、その権利をワークシートに書き込んでください。
ｃ　各自が考えた権利で似たものがあれば、一つの表現にまとめてください。
ｄ　目標は、たくさんの権利をつくることではなく、だれもが受け容れられる権利

をつくることです。

【ワークシート】

・だれにも、	権利があります。
・だれにも、	権利があります。
・だれにも、	権利があります。
・だれにも、	権利があります。

⑤　各グループが作成した権利を順に発表する。

※発表された権利を、表（権利と責任）の“権利”の欄に列記する。表は黒板に書くか、模造紙などに書いておき黒板などに貼って使用するとよい。

※似たような権利はまとめ、文が修正された場合には、それぞれのグループの承認を求める。

⑥　各グループの発表が終わったら、表に書かれた個々の権利が、だれに対しても守られるようにするには、一人一人がどのような責任を果たさなければならないかを考える。

※答えは、「私には‥‥する責任があります」という表現にするように指示する。

※何人かに答えを発表させ、表の“責任”の欄に書き込む。

【表（権利と責任）】

（　　）	
権　利	責　任
（例） ・だれにも、暴力をふるわれない権利があります。	・私には、だれに対しても、暴力をふるってはいけないという責任があります。
・だれにも、意見を聞いてもらえる権利があります。	・私には、みんなの意見をしっかり聞くという責任があります。

⑦　各グループから発表された権利と責任がすべて書き込まれたら、次のような質問について考え、表の見直しをする。

「さらにまとめることができる権利や責任がないでしょうか。どれか削除できるものはないでしょうか。」

「他に加える必要のある権利や責任はないでしょうか。」

⑧　⑦によって、表ができあがったら、この表にふさわしい名前を考え、話し合う。

※自分たちがつくった表の内容を守ることで、お互いが気持ちよく生活することができるということを強調する。

※状況に応じて、「私たちの学級憲法」「○年○組の権利宣言」などが出てくるようにはたらきかける。

※名前が決まったら、表の一番上の欄に書き込む。そして、きれいに書き直したものを教室の目立つ場所に貼る。

※この表（以下、「学級憲法」）を印刷して、全員に配布するのもよい。

※「学級憲法」が、一緒に学習したり、遊んだりしたりするときの自分たちの規則であると説明する。

⑨　規則は、すべての人の権利が尊重される共同生活ができるように助けてくれるものであることを理解して、活動を終える。

※規則とは、私たちの権利（例えば、参加する、意見を述べる、学ぶ、遊ぶ）を守り、私たちの安全と健康を守り、さらに、他者の権利を尊重する責任を私たちに気づかせるものであることを伝える。

※その後、学級内で問題が生じた場合、「学級憲法」を使って解決するようにする。

ふりかえり

各自、「ふりかえりシート」に回答を記入する。

【ふりかえりシート】

権利と責任について、気づいたことはありましたか。
この活動を通して、どんなことを学びましたか。

発展１（「学級憲法」の見直しをする）

・　「学級憲法」をつくってから、例えば数週間後に、次のような質問について考え、その見直しをする。

「自分たちのつくった『憲法』の内容について、今でも賛成しますか。」

「他のものに比べて守りにくい責任がありますか。それはなぜでしょうか。」

「『学級憲法』に、変えたり、削ったり、追加したりする必要のある権利や責任がありますか。」

※法や規則は、現状に即して、改善されたり、削除されたり、追加されなければならないことを指摘する。

発展２（身のまわりの規則について考える）

・　次のような質問について考え、規則の目的について話し合う。

「自分の生活の中（例えば、自宅、学校、地域）に、どんな規則がありますか。そのような規則をつくったのはだれですか。」

「私たちには、なぜ規則があるのでしょうか。それは私たちにとって必要でしょうか。」

発展３（「学級憲法」と子どもの権利条約）

・　「学級憲法」と「子どもの権利条約」を比較する。そして、「子どもの権利条約」の中の権利やそれに対応する責任の中に、自分たちの「学級憲法」に加えたいものがあるか話し合う。

※「子どもの権利条約（子ども向け）」（p.44）を配布する。

１２　あなたはどこに立ちますか？

◆目　　的　・「参加する権利」について理解を深める。
　　・権利の主体者として、社会をより良く変えようとする態度を養う。
　　・話を聞く技能やディスカッションの技能を高める。
◆学　　年　中学生～
◆所要時間　５０分×２
◆準 備 物　・「賛成」と書いた紙と「反対」と書いた紙
　　・資料（声明文のサンプル）
　　・ふりかえりシート
参考文献：（財）人権教育啓発推進センター『コンパシート【羅針盤】子どもを対象とする人権教育総合マニュアル』2009

活動Ａ　あなたはどこに立ちますか？

進め方

①　教室の両端の壁の一方に「賛成」と書いた紙を、他方の壁に「反対」と書いた紙を貼る。２枚の紙の間には、生徒たちが移動できるようにスペースを空けておく。

②　次のように説明する。

ａ　これから声明文を一つずつ読み上げるので、それぞれが、その内容に賛成であるか反対であるかを考えてください。賛成であれば「賛成」と書いた紙が貼ってある場所に立ち、反対であれば「反対」と書いた紙が貼ってある場所に立つ、というように、自分の意見によって立つ位置を決めてください。
ｂ　全員が立つ位置を決めるまでは、だれもしゃべってはいけません。
ｃ　声明文の内容に対して強く賛成すればするほど、あるいは強く反対すればするほど、「賛成」または「反対」と書いた紙の近くに立つことになります。
ｄ　どちらとも言えない場合は教室の中央に立つことになりますが、中央に留まり続けてはいけません。ただし、「賛成」「反対」の決定をできないときや、考えが混乱してしまったときには中央付近に留まることもできます。
ｅ　全員の立つ位置が決まると何人かに発言を求めますが、その目標は自分の発言によって、他の生徒の立つ位置を変えるように説得することにあります。

③　最初の声明文が書かれた模造紙を提示し、読み上げる。そして、自分の立つ場所に移動するように言う。

※資料（声明文のサンプル）を参考にして声明文を用意し、事前に、各声明文を模造紙等に書いておく。

※最初の声明文は「夏休みは山より海に行く方が有意義な体験ができる」のようなものにして、アイスブレーキング（緊張をほぐし主体的に学習に参加する雰囲気づくり）を行うのもよい。

【資料】声明文のサンプル

すべての子どもは、自分たちに関係のある問題について、意見を述べる権利をもっています。

何が子どもにとって最もよいことなのかは親が最もよく知っているので、子どもたちは、親の意思決定に関して意見を述べる権利をもっていません。

発言力のある子どもだけが、意思決定に参加できるわけではありません。

学年がより上の子どもだけが、意思決定に参加できます。

すべての子どもは、平等の権利をもって生徒会に参加することができます。

部活動でより高い成果を上げるためには、より多くの経験をしてきている先輩の指示にしたがうべきです。

法や規則を破るようなことをした子どもは、あらゆる意思決定に参加する権利を失います。

障害の有無にかかわらず、参加する権利に差があってはなりません。

男女の差によって、参加する権利に差があるのは仕方ありません。

学校で参加することとは、授業中にたくさん発言することを意味します。

貧富の差によって、子どもの参加する権利に差があるのは仕方ありません。

※生徒や地域の実態に応じて、声明文を工夫してください。

④　全員が自分の位置を決めて立つまで待つ。次に、賛成側、反対側に立っている何人かの生徒に、その位置に立っている理由を聞く。

※できるだけ多くの生徒から、様々な意見を引き出すようにする。

⑤　ディスカッションのために十分な時間をとった後で、自分の立つ位置を変えたい生徒には位置を移動させる。もし何人かが位置を変えたならば、どんな議論を聞いたた

めに自分の考えを変えたのか質問する。

※ディスカッションが長引くようならば制限時間を設けるとよい。

⑥　すべての声明文について、このプロセスを繰り返す。

⑦　自席に着かせ、次のような質問をしてアクティビティをふりかえらせる。

※輪になって座らせてもよい。

「立つ位置を決めるのが難しかった声明文はありましたか。それはどれでしたか。」

「今でも、自分の考えを決めかねている声明文がありますか。」

「わかりにくい声明文はありましたか。」

活動Ｂ　参加する権利について考えてみよう

進め方

①　このアクティビティを「参加する権利」に関連付けるため、次のような質問をする。

「声明文にあった様々な問題は、互いに関連があると思いましたか。」

「あなたは、自分に関係する問題について、家族に意見を述べることができますか。また、学級や学校ではどうですか。」

②　「子どもの権利条約」第１２条（意見を表す権利）を示し、次のような質問をする。

「あなたが、自分の意見を述べるなどして、参加できると思えるのは、どんな場面ですか。」

※例えば、学校や学級、グループの中で、自分たちの関心事を自信をもって主張すること、自分たちにかかわりのある地域の問題について自治会長などに手紙を書くことなど、子どもが参加する方法を見つけ出すようヒントを与える。

※子どもも権利を行使する主体として、自分たちの社会をより良く変えていこうとすることが大切であることに気づかせる。

ふりかえり

各自、「ふりかえりシート」に回答を記入する。

【ふりかえりシート】

もっと議論を深めてみたいと思う問題がありますか。
なぜ子どもにとって参加する権利が大切だと思いますか。
この活動を通して、どんなことを学びましたか。

発展

・　３～４人のグループになり、アクティビティで用いた声明文を、全員が賛成できるような内容につくり変える。そして、できあがった声明文を全体で比較してみる。

・　自分たちの生活（例えば、家族、学校、学級、クラブ）の状況についての意見を表明する記事を書き、それらを新聞等にして発表する。

１３　人権獲得の歴史と日本国憲法

◆目　　的　・人権が、人類の長年にわたる努力の成果で獲得されてきたものであることを知る。
　　・日本国憲法には、これまで人類が獲得してきた人権が基本的人権として明文化されていることを知る。
◆学　　年　中学生～
◆所要時間　５０分×２
◆準 備 物　・資料１（人権の歴史について）
　　・資料２（日本国憲法〔抄〕）
　　・ワークシート１（日本国憲法では…？）
　　・ワークシート２（基本的人権が侵害されていませんか？）

参考文献：（財）人権教育啓発推進センター『人権の歴史』2001
　　奈良県人権教育調査研究委員会『人権教育テキスト成人用なかま第６集活用事例集』2007

進め方

①　資料１（人権の歴史について）を読み、人権が人類の長年にわたる歴史の中で、苦しみを乗り越えて獲得されてきたことを知る。また、気づいたことや感想を出し合う。
　※人権の歴史については、事前に、「奈良県先生応援サイト」に掲載の「人権獲得の歴史」（「教育に関するＱ＆Ａ」－「人権教育」－「人権学習の工夫」）等を参照しておく。

②　ワークシート１（日本国憲法では…？）の「人権に関する宣言や規約等」の「宣言文や条文」を読み、下線部とよく似た表現のある日本国憲法の条文を資料２（日本国憲法〔抄〕）から選び、空欄に書き込む。

③　現在、私たちが享受している人権は、人類の長年にわたる努力の成果として獲得されてきたものであり、それが現時点で日本国憲法に基本的人権として明文化されていることを知る。
　※日本国憲法の第９７条［基本的人権の本質］（p.41）に、そのことが示されていることを紹介する。

④　日本国憲法が保障している基本的人権のうち、平等権、自由権、社会権について、日常生活の中での具体例を考え、ワークシート２（基本的人権が侵害されていませんか？）に記入する。また、それらが侵害されている例も考え、同様にワークシート２に記入する。

⑤　４～６人のグループになる。各グループで、各自のワークシートをもとに、互いの考えを交流し、グループとしての考えをまとめ、発表する。

発展

・基本的人権が侵害されている事象について、その解決に向けてどのような努力が行われているかを調べる。

【資料１】

人権の歴史について

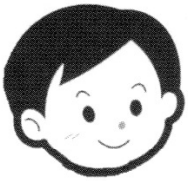

「人権」という言葉を辞書でひくと、「人間がもっている固有の権利」と書いてあったんだけど、よくわからないなぁ。権利ってどういうものなの？いつ頃から言われ始めたの？

人間が権利をもつという考えは、法律ができた時から始まったと考えられていて、大昔、アジアでは中国やインド、ヨーロッパではギリシャやローマで法律が作られたんだ。もうそのときには、「人には権利がある」ということが意識されていて、同時に義務も負うことになっていたんだよ。

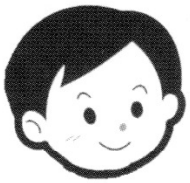

へえー、そんなに古くから、人間は平等と考えられていたの？

いや、その頃はね、今のような「人権」の概念ではなかったんだ。王様や貴族、司祭などは強大な権利をもっていると考えられ、普通の人にはわずかな権利しか認められていなかったんだ。なかには奴隷のように全く権利が認められず、牛や馬と同じように売り買いされていた人たちもいたんだよ。

すごく不公平だったのね。みんな黙っていたの？

いや、多くの場所で何回も権利の要求や暴動が繰り返され、あまりにも強大となった王権に制限を加えるものとして、**「マグナ・カルタ」**（1215年）や**「権利の章典」**（1689年）がつくられたんだ。

その後「個人」ということが自覚されはじめ、個人が社会に縛られずに個人として尊重されるべきだという考え方が出てきたんだ。そして、その考え方が表れたのが**「アメリカ独立宣言」**（1776年）や**「フランス人権宣言」**（1789年）というわけなんだ。

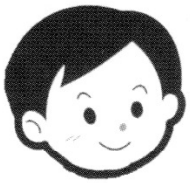

これで、すべての人が尊重されるようになったのね。

それほど簡単じゃない。その**「フランス人権宣言」では、個人の尊厳などの概念は経済的に豊かな男性だけに限られていて、貧しい人たちや女性には認められていなかった**んだよ。例えば、フランスで、女性に選挙権が認められたのは、ようやく1944年になってからなんだよ。

じゃあ、アメリカではどうだったの？

「アメリカ独立宣言」でも、「すべての人は平等につくられている」とうたわれていたけれど、**奴隷解放が宣言されたのは1863年で、黒人をはじめとする有色人種がアメリカ合衆国市民として、法律上平等な地位を保障した公民権法が成立したのは1964年になってから**なんだよ。

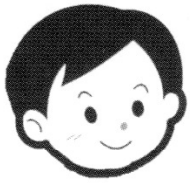

へえーっ、そうだったの！人は平等であるということ、その中身が大切なんだね。日本ではどうだったの？

日本では、明治維新後このようなヨーロッパの考えが入ってきて、自由民権ということが言われるようになったんだ。「大正デモクラシー」と呼ばれた時期には、自由や人権も尊重されそうになったときもあったけど、戦争にともない個人を中心にする考え方は「個人主義」として排斥されるようになったんだ。

第二次世界大戦後、ようやく**日本国憲法**によって「人権」や「基本的人権」が、公に主張されるようになり認知されるようになったんだよ。

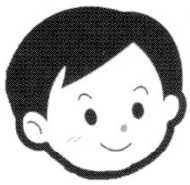

日本国憲法がどんなふうにできてきたのかもわかったわ。

このように、人としての尊厳を守ろうと抑圧されながらも命をかけて闘った多くの人々の存在やその願いや思いが人権の歴史を発展させ、人権尊重の理念が整えられてきたんだよ。

そして現代、人権の概念は「環境権」や「知る権利」などにも広がってきているんだ。

人権思想の発展

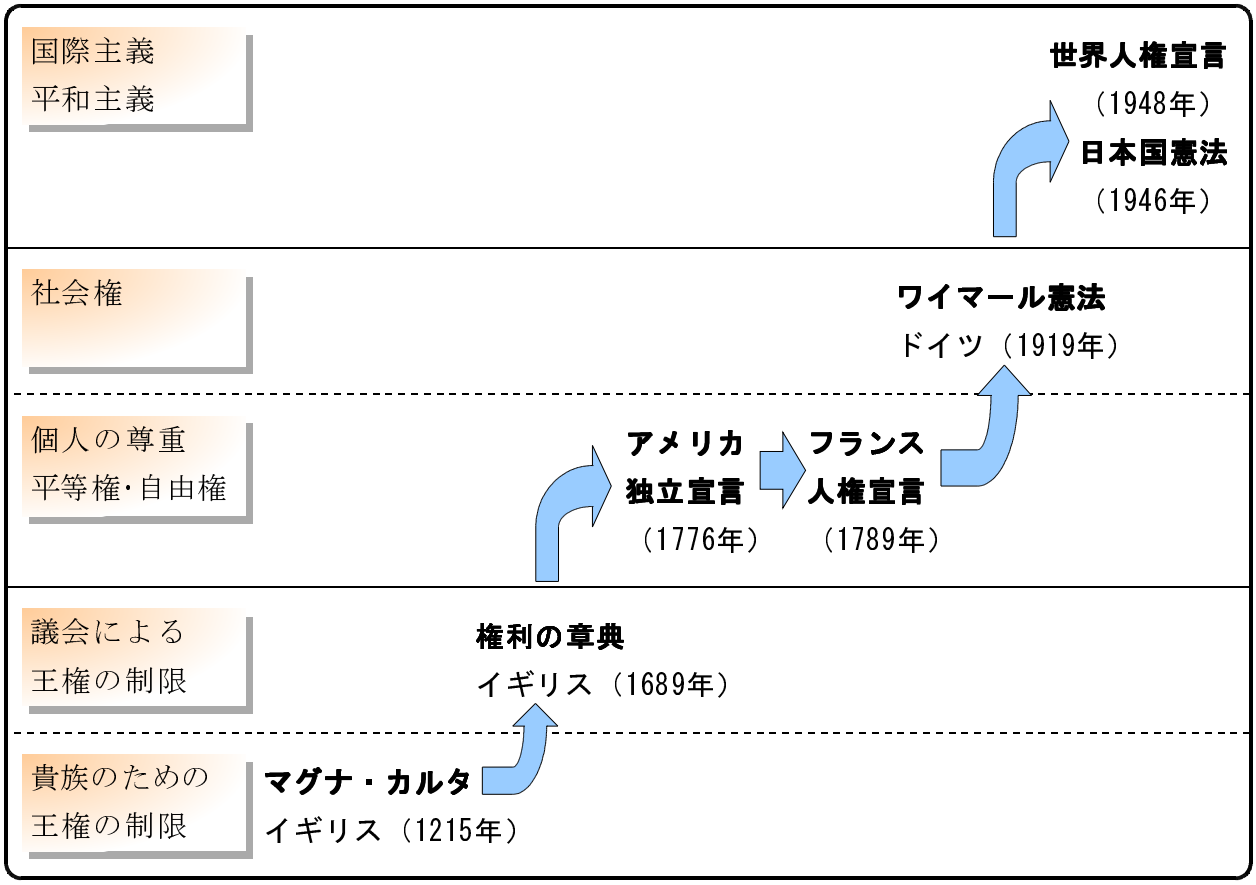

自由権から社会権へ

１９世紀までの国家は、**自由権**を人権保障の中心におきました。国家は、国民に自由権を保障して、国民がどのような生活を営むかは各自の責任に任せておくべきだ、とされました。国家は、犯罪をとりしまったり、戦争にそなえたりする特別な場合のほかは、むやみに国民の生活に立ち入るべきではない、と考えられたのです。

自由な経済活動が保障された結果、資本主義経済が、産業革命を通じてめざましい発展をとげました。しかし同時に、それは、富める人とそうでない人との間に不平等を生み、貧困や失業などの大きな社会問題を引き起こしました。

そこで、貧富の差などの不平等を是正しながら、すべての人が人間らしく生活できるように保障することも、国家の役割だと考えられるようになりました。こうして、国家に対して人間らしい生活を求める権利も、人権の仲間入りをしました。この権利を**社会権**とよびます。

【資料２】　日本国憲法〔抄〕

第３章　国民の権利及び義務

第11条［基本的人権の享有］　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条［自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止］　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条［個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉］　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条［法の下の平等、貴族の禁止、栄典］

①　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第16条［請願権］　何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条［国及び公共団体の賠償責任］　何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条［奴隷的拘束及び苦役からの自由］　何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条［思想及び良心の自由］　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条［信教の自由］

①　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条［集会・結社・表現の自由、通信の秘密］

①　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条［居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由］

①　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条［学問の自由］　学問の自由は、これを保障する。

第24条［家族生活における個人の尊厳と両性の平等］

①　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条［生存権、国の社会的使命］

①　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に

努めなければならない。

第26条［教育を受ける権利、教育の義務］

① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条［勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止］

① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条［勤労者の団結権］ 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条［財産権］

① 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第31条［法定の手続の保障］ 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条［裁判を受ける権利］ 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条［逮捕の要件］ 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条［抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障］ 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第36条［拷問及び残虐刑の禁止］ 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条［刑事被告人の権利］

① すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条［自己に不利益な供述、自白の証拠能力］

① 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条［遡及処罰の禁止・一事不再理］ 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条［刑事補償］ 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第１０章　最高法規

第97条［基本的人権の本質］ この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

【ワークシート１】

日本国憲法では…？

人権に関する宣言や規約等	宣言文や条文	日本国憲法では・・・？
１２１５年 マグナ･カルタ （イギリス）	第39条　いかなる自由人も、裁判や法律によること以外で、逮捕され監禁されたり、追放されたりしない。	＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿
１６８９年 権利の章典 （イギリス）	第５条　国王に請願することは臣民の権利であり、このような請願をしたため監禁したり起訴されたりすることはすべて違法である。	＿＿＿＿＿
１７７６年 独立宣言 （アメリカ）	われわれは、次の真理を当然のものと認める。すべての人は平等につくられていること。	＿＿＿＿＿
	一定のゆずるべからざる権利を与えられていること。それらの中には、生命、自由、および幸福の追求がふくまれていること。	＿＿＿＿＿
１７８９年 人権宣言 （フランス）	第11条　すべての市民は、自由に発言し、記述し、印刷することができる。	＿＿＿＿＿
１９１９年 ワイマール憲法 （ドイツ）	第151条　経済生活の安定は、すべての人に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない。	＿＿＿＿＿
１９４８年 世界人権宣言 （国際連合）	第１条　すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。	＿＿＿＿＿

【ワークシート２】

基本的人権が侵害されていませんか？

日本国憲法が保障している基本的人権の中から、次の３つの権利について考えてみましょう。

	《日常生活ではどんなこと？》	《そのことが侵害されている例は？》
◎平等権 だれもが個人として尊重され、法律上平等な扱いを受ける権利	（例） 身体の障害を理由に差別されない	（例） 車いすでは入れない建物がある。
◎自由権 わたしたちが個人として尊重され、個性や才能を伸ばすために国家などから不当な干渉や妨害を受けることなく生活をしていくために必要な権利		
◎社会権 人が人らしく生活できるようにすることを保障する権利		

子どもの権利条約（子ども向け）

第１条【子どもの定義】
18歳になっていない人を子どもとします。

第２条【差別の禁止】
すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第３条【子どもにもっともよいことを】
子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第４条【国の義務】
国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第５条【親の指導を尊重】
親（保護者）は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。
国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第６条【生きる権利・育つ権利】
すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第７条【名前・国籍をもつ権利】
子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。
子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第８条【名前・国籍・家族関係を守る】
国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第９条【親と引き離されない権利】
子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第10条【他の国にいる親と会える権利】
国は、はなればなれになっている家族が、お互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第11条【よその国に連れさられない権利】
国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第12条【意見を表す権利】
子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条【表現の自由】
子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第14条【思想・良心・宗教の自由】
子どもは、思想・良心・宗教など、心の中のことは自分で自由にきめることができます。親（保護者）は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をすることができます。

第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第16条【プライバシー・名誉は守られる】

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本、新聞、テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条【虐待・放任からの保護】

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが、暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条【家庭を奪われた子どもの保護】

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条【難民の子ども】

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府とちがう考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第23条【障害のある子ども】

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してくらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第24条【健康・医療への権利】

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第25条【病院などの施設に入っている子ども】

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第26条【社会保障を受ける権利】

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条【教育を受ける権利】

子どもには教育を受ける権利があります。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みた

いときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条【教育の目的】
教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第30条【少数民族・先住民の子ども】
少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第31条【休み、遊ぶ権利】
子どもは、休んだり遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】
子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】
国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条【性的搾取からの保護】
国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条【ゆうかい・売買からの保護】
国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条【あらゆる搾取からの保護】
国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条【ごうもん・死刑の禁止】
どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第38条【戦争からの保護】
国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条【犠牲になった子どもを守る】
子どもがほうっておかれたり、むごいしうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第40条【子どもに関する司法】
国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱わなければなりません。

（財）日本ユニセフ協会発行『子どもの権利条約カードブック』より